

## 旭川市病児保育事業（病児対応型）の運営について

### （素 案）

#### 1 利用手続き

1. 事前登録
2. 予約から利用当日までの流れ
3. 入室前診断
4. 受け入れ時の対応
5. お迎え時の対応
6. 利用後の対応

#### 2 運営管理

1. 保育室等施設基準
2. 職員体制
3. 保育・看護
4. リスク管理
5. 市（行政）の関与
6. 他の機関との関与
7. 職員研修
8. 実施内容の評価

## 1 利用手続き

### 1. 事前登録

- ・ 利用登録申込書，保険証のコピー，子ども医療費受給者証，ひとり親医療費受給者証のコピーを提出して事前登録する。  
（事前登録時には，医師連絡票，病状連絡票は事前渡しのみ）
- ・ 事前登録する際に，必要に応じ事前面接を行い，保護者へ病児保育についての説明を行い同意を得る。利用登録カードを発行する。
- ・ 利用児童の検索や整理に登録台帳を作成する。登録内容は，定期的に更新し，書類を整理する。
- ・ 保育記録は，保護者との連絡票を兼ねたものを作成し，保護者へ伝える。

### 2. 予約から利用当日までの流れ

- ・ 児童の利用人数，疾病の状況により職員体制の確保，部屋の割り振り，保育計画を作成するため，応対マニュアルや予約受付票を作成して整備する。1日の日課表としてのデイリープログラムを作成する。
- ・ 予約は，原則前日までにしてもらうが，定員に空きがある場合は当日の利用希望者も受け入れるよう配慮する。
- ・ 入院が必要な疾患の予約が入った場合は，定員に満たなくてもお断りしなければならない。
- ・ 利用者がキャンセルする場合は必ず連絡してもらうよう徹底する。キャンセル待ちがある場合は，速やかに次の利用者へ連絡する。

### 3. 入室前診断

- ・ 連携医療機関又はかかりつけ医による診断を事前に行ってもらい，医師により病児保育が可能との判断がおりた場合に，利用が可能となる。その際には，必ず医師から医師連絡票を受け取る。
- ・ 連携医療機関やかかりつけ医との連絡は，医師連絡票，病状連絡票（与薬依頼書を含む）により行う。
- ・ 連携医療機関又はかかりつけ医による連絡票を保護者が持参した場合は，基本的には医師の指示事項に従う。

原則として、入室前に必ず医師が診察し、病状を判断したうえで、病児保育利用の可否を決定する。

#### 4. 受け入れ時の対応

- ・ 保護者から提出があった医師連絡票、病状連絡票により、前日及び当日朝の子どもの症状について聞く。また、情報記入用紙に基づき症状を的確に聞く。
- ・ 保護者の緊急時連絡先やお迎え予定時刻等の確認は必ず行う。保護者以外の方が送り迎えをする場合は、必ず身元確認を行う。

#### 5. お迎え時の対応

- ・ 病児保育室での子どもの様子を保護者に報告し、保護者との連絡票を手渡す。
  - ・ 帰宅後の過ごし方に注意があれば、保護者にアドバイスをする。また、明日の利用の確認を行う。
- ※主な利用の流れは、別紙フロー図のとおり

#### 6. 利用後の対応

- ・ 子どもが通常通っている保育所等へ病名や症状を記録した連絡票を渡す。
- ・ 連携医療機関及びかかりつけ医へ利用時の病状経過を記録した報告書を渡す。

## 2 運営管理

### 1. 保育室等施設基準

- ・ 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室7.92㎡を下回らないこと。
- ・ 観察室又は安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、一室3.96㎡を下回らないこと。また、保育室とは別に整備すること。
- ・ 調理室及び調乳室若しくは調乳場として区画された場所を有すること。また、専用の調理室が設けられない場合においては、本体施設等の調理室を兼用しても差し支えないこととする。
- ・ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ・ 出入口、トイレ、手洗い場などは別に設置し、動線も必ず確保する。

### 2. 職員体制

- ・ 看護師は、利用定員概ね10人に対し1人以上とする。
- ・ 保育士は、利用定員概ね 3人に対し1人以上とする。  
※利用人数によらず、開所時間内においては複数配置を必要とする。
- ・ 送迎時の職員は、看護師1名とする。

### 3. 保育・看護

- ・ 病児保育における保育・看護は、様々な配慮が必要であり、専門性を身につけ、適切な処遇を行う。
- ・ 受け入れから翌日の準備までの職員の標準的な行動スケジュールを決め、マニュアル化（処遇、衛生管理、事務管理など）する。
- ・ 看護師、保育士の専門性に基づく役割分担と相互が協力して行える業務等も決めておく。
- ・ 子どもの病状の変化をこまめに観察し、家庭での病状も踏まえ、連続した病状の推移、次回利用時の参考となる情報がひと目でわかるような記録票を作成し、子どもの名前ごとにファイリングする。
- ・ 病児保育で比較的多い疾患についての知識や対処法を職員全員が習得しておく必要がある。さらにより効果的に行うために、職員研修等を実施する。

- ・ 与薬は、連携医療機関及びかかりつけ医の指示がある場合は、医師の指示により行い、また保護者に代わって養育の一環として行う。  
病状連絡票のなかに、与薬についての同意も盛り込む。おくすり手帳があれば持参してもらう。  
職員間の情報の共有化を図り、誤りを防止するため、保護者から薬を預かった時点でボードなどに必要事項を書き込む方策をとる。
- ・ 医療機関との連携を図ることが重要で、緊急時の対応等について診療契約を結ぶこと。
- ・ 病児保育を受けた子どもの様子を連携医療機関及びかかりつけ医へ連絡票で報告することで連携がさらに深まる。
- ・ 施設で食事を提供する場合は、子ども1人1人の症状を考慮した献立や調理法をとる。  
また、食物アレルギーがある子どもには、医師の指示により除去、代替を行うことが望ましいが、対応できない場合は、保護者へお弁当の持参をお願いする。提供、持参のどちらの場合も、食中毒にならないよう、衛生管理には注意徹底する。
- ・ 下痢、発熱、嘔吐などの症状のある子どもは、脱水症状に陥らないよう、水分補給に配慮する。

#### 4. リスク管理

- ・ 事故などの万が一の時のために、賠償責任保険には、必ず加入しておく必要がある。施設併設型の場合でも、保育所が加入している保育事業に関する賠償責任保険では、病児保育事業で起きた事故は適用されないので注意する。
- ・ 感染症の児童を受け入れた場合は、施設内での二次感染が起きないように、隔離室の利用、うがいや手洗いの励行、十分な換気などにより防止に努める。
- ・ 施設内感染防止のため、職員の定期健康診断、予防接種の実施が必要である。利用する子どもについては、事前登録の時点で予防接種の有無を必ず確認する。
- ・ 清潔な環境を保つために、保育室の換気・清掃をこまめに行うことが大切である。また、食事の提供の際は、食中毒を起こさ

ないよう手洗い，食品の取り扱い，調理器具や設備の消毒について注意徹底する。

- ・万が一の緊急事態に備えて，全ての職員が救急蘇生法を習得する。
  - ・火災や地震などの災害に備え，避難及び消火訓練を定期的に行う。日頃から，避難や消火の際の職員の取るべき対応，避難経路，避難・消火方法について，職員間で話し合い，いざというときに的確に対処できるようにしておく。
- また，避難経路に備品や荷物を置かないようにする。

#### **5. 市（行政）の関与**

- ・病児保育の利用対象児童は，年度ごとに入れ替わっていくため，継続的に事業の周知を図る。
- ・実施施設，医療機関及び病後児保育実施施設との連携を図るため，定期的，継続的な協議の場を設定し，情報交換を行う。
- ・実施施設への情報提供や指導を行う。
- ・実施施設と協力し，広報活動に努める。

#### **6. 他の機関との関与**

- ・医療機関への広報活動を図る。
- ・保育所等への広報活動を図る。

#### **7. 職員研修**

- ・連携医療機関の医師から病児保育に係る医療的研修を受ける。
- ・全国病児保育協議会等の研修を受ける。

#### **8. 実施内容の評価**

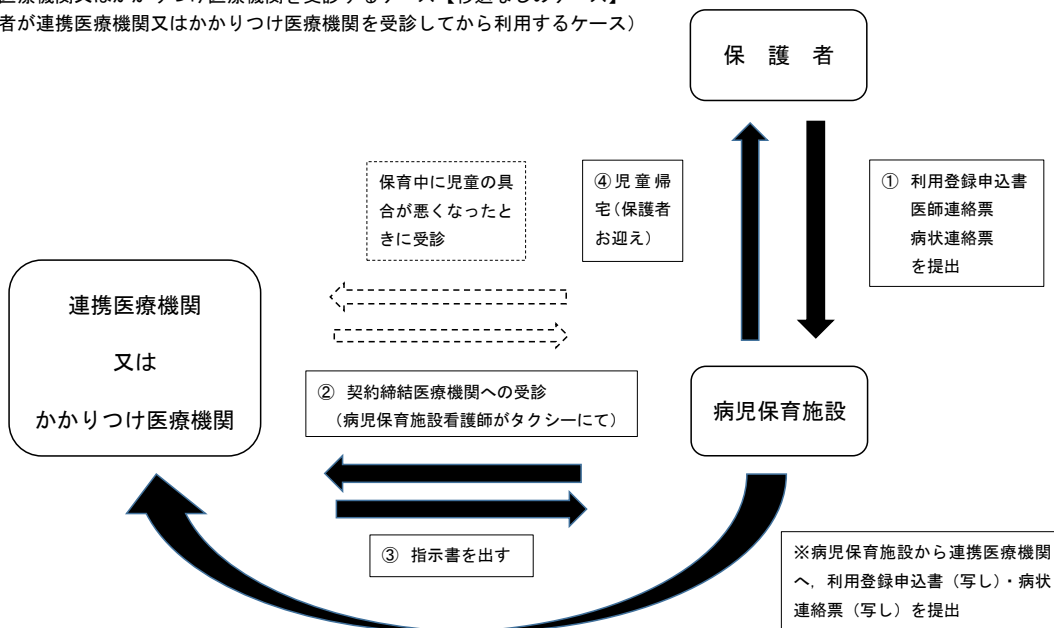
- ・定期的実施内容について自己評価を実施する。  
※全国病児保育協議会の病児保育室評価基準を参照し，評価項目検討シートを作成する。
- ・利用者へのアンケート調査を実施し，保育記録の検討，事業内容の評価及び検証を行い，サービスの質を向上させる。

## 病児保育施設の利用の主な流れ（フロー図）

ケース 1

### 旭川市病児保育事業（病児対応型）利用フロー図

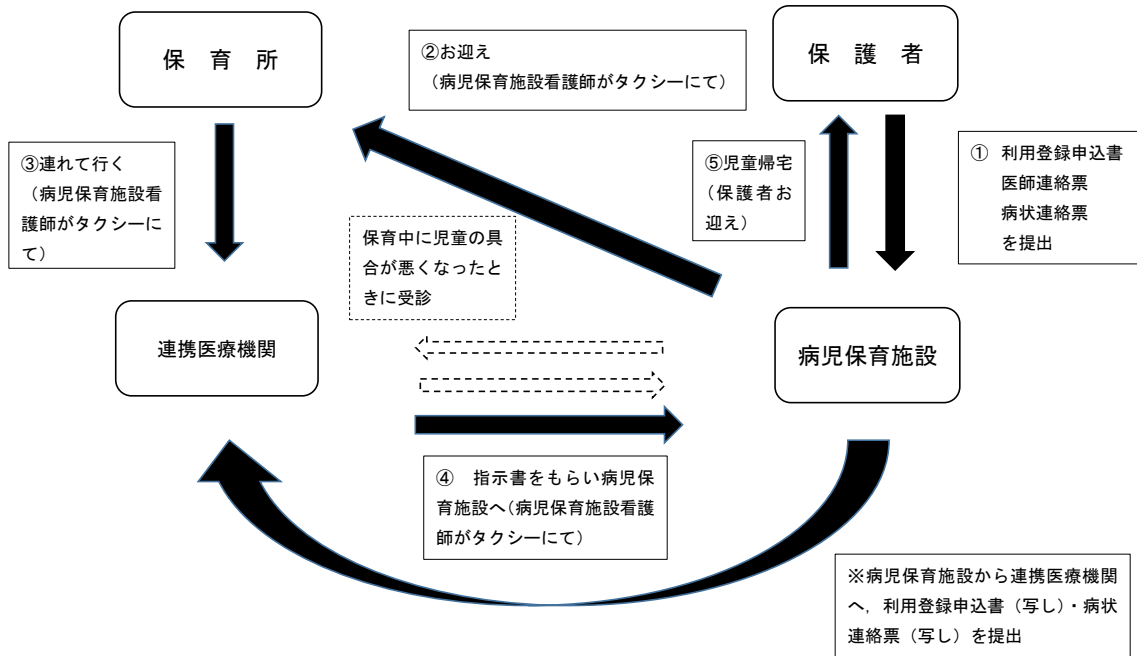
※ 連携医療機関又はかかりつけ医療機関を受診するケース【移送なしのケース】  
 （保護者が連携医療機関又はかかりつけ医療機関を受診してから利用するケース）



ケース 2

旭川市病児保育事業（病児対応型）送迎フロー図

※ 保育所へ迎えに行き、連携医療機関へ受診するケース





ケース 3

### 旭川市病児保育事業（病児対応型）送迎フロー図

※ 保育所へ迎えに行き、かかりつけ医療機関へ受診するケース

